



企業財産保険 (ニュープロパティガード) 地震単独補償プラン

(財物損害補償特約N+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)N
+補償対象外特約(注))

AIG 損保

事業者の皆さまの財産について
地震・噴火リスクに特化した補償を
ご提供します。

(注)火災、落雷、破裂・爆発危険補償対象外特約N、風雹(ひょう)雪災補償対象外特約N、物体落下等、漏水・放水・溢水(いっすい)、騒擾(そうじょう)・労働争議等補償対象外特約N、盗難危険補償対象外特約Nおよびその他不測かつ突発的な事故補償対象外特約Nをいいます。

企業財産保険

2026.6版

2026年7月1日以降保険始期契約用

財産損害補償

(地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)N)



オプション特約

☑ 新価実損払特約N

- 保険金額を再調達価額で設定する場合にセットします。セットしない場合、保険金額は時価額で設定します。
- 契約締結時に保険の対象を再調達価額で評価し、その評価額に約定補償割合を乗じた金額を保険金額として設定し、この金額を限度として再調達価額を基準に算出した損害の額を損害保険金としてお支払いします。
- 約定補償割合とは、評価額に対する補償割合で、30%~100%(10%刻み)から選択して設定します。

☑ 設備・什器(じゅうき)等支払限度額特約N

地震または噴火による火災、損壊、津波などによって保険の対象である設備・什器(じゅうき)等が損害を受けた場合に、保険金額を上限に損害の額を実損払します。

支払限度額	1回の事故につき保険証券記載の設備・什器(じゅうき)等の保険金額 設定できる保険金額の上限額は5,000万円	
自己負担額	保険証券記載の自己負担額	
お支払いする 保険金	損害保険金	損害の額(保険価額 ^(注) を限度とします。) - 自己負担額 (注)新価実損払特約Nがセットされた場合は再調達価額とします。 ※1ページの「基本となる補償」の縮小支払割合または支払限度額が適用される場合は、お支払いする保険金の額が異なることがあります。
	損害の額の 算定基準	新価実損払特約Nを セットした場合 ^(注) ：再調達価額を基準に算定します。 セットしない場合：時価額を基準に算定します。 (注)新価実損払特約Nの約定補償割合が100%である場合に限りセットできます。

☑ 再発防止費用補償特約N

地震または噴火による火災、損壊、津波などによって保険の対象に損害が生じた後に、保険事故と同種の原因による事故の再発防止を目的とした設備の新設または既存設備の機能強化に要した費用を補償します。

- ※この特約における保険の対象は、財物損害補償特約Nの保険の対象のうち、次に掲げる物とします。
- ① 保険証券記載の建物
 - ② 上記①のほか、上記①が所在する敷地内にある建物
 - ③ 上記①が所在する敷地内にある建物内収容の設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等
- ※弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に限り、
※保険の対象に損害が生じた日から2年以内に被保険者が支出した費用に限り、
※保険事故が発生した敷地内における費用に限り、
※商品・製品等の再取得、再生産、機能強化等の費用は含みません。

支払限度額	1回の事故につき500万円 ※上記の額または同一敷地内で支払われる損害保険金の合計額のいずれか低い額を限度とします。	
お支払いする 保険金	再発防止費用 保険金	再発防止費用の額 × 70%

☑ 情報メディア修復費用補償特約(財物損害限定型)N

地震または噴火による火災、損壊、津波などによって情報メディア等が損害を受けた場合に、現実にその情報メディア等を修復、再作製または再取得した費用を補償します。

- ※商品・製品等は保険の対象に含まれません。
※弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用に限り、

支払限度額	1回の事故につき300万円	
自己負担額	1回の事故につき5万円	
お支払いする 保険金	情報メディア 修復費用保険金	情報メディア 修復費用の額 - 自己負担額 - 地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)N およびこれにセットされた他の特約の規定により 支払われるべき保険金

お支払いの対象となる保険事故

地震または噴火による火災、損壊^(注)、津波など



(注) オプション特約を含めて、噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

基本となる補償

☑ 財物損害補償特約N 地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)N

事業用の財産を対象とし、地震または噴火による火災、破裂・爆発、損壊、埋没、津波、洪水などによって保険の対象について生じた損害を補償します。

- ※地震の規模を示すマグニチュードや震度にかかわらず補償します。
※ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。

お支払いする保険金

●損害保険金

ご契約方式	お支払いする保険金の額
(1) 縮小支払方式 契約締結時に縮小支払割合を 約定するご契約方式です。	損害保険金 = (損害の額 - 自己負担額) × 縮小支払割合
(2) 支払限度額方式 契約締結時に支払限度額を設 定するご契約方式です。	損害保険金 = 損害の額 - 自己負担額 ただし、支払限度額を限度とします。

●残存物取片づけ費用保険金 = 残存物の取片づけに必要な実費 損害保険金の10%を限度とします。

※残存物取片づけ費用保険金については、選択して外すことができます。

※保険金額が保険価額を下回る場合は、お支払いする保険金の額が減額されることがあります。

保険の対象

事業者の所有、使用または管理する財物(建物、設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等)を保険の対象とします。

① 事業用建物

② 設備・什器(じゅうき)等

③ 商品・製品等

※屋外設備・装置は、原則として、保険の対象とすることはできません。
※門、塀もしくは垣^(注1)または物置、車庫その他の付属建物^(注2)は、保険証券に明記することで建物に含めることができます。
(注1)「門、塀もしくは垣」には、外灯、テレビアンテナ、機能門柱、バリカーその他これらに類する物を含みません。
(注2)延床面積が66㎡未満のものをいいます。

ただし、次のものは保険の対象とすることができません。

- 居住の用に供する建物(併用住宅を含みます。)
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 家財
- 建築中の建物および増築中の建物の増築部分
- 動物または植物
- 野積みの動産
- 自動車
- 船舶
- 航空機
- データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物

保険金をお支払いできない主な場合は5ページに記載しています。
必ずご確認ください。

オプション特約

営業継続費用補償特約(事業継続サポート補償特約用)N

地震または噴火による火災、損壊、津波などによって保険の対象となる店舗や作業場などが損害を受けた結果、収益減少を防止または軽減し営業を継続するために支出した費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)を補償します。

- 仮店舗・仮工場のための費用(賃借料、移転費用、動力費、水道光熱費、通信費など)
- 商品・製品の外注化、他社製品の購入のための費用
- 資材、原材料、商品などの緊急仕入れに伴う割高費用 など

お支払いする保険金

● 営業継続費用保険金 = 臨時に支出した追加費用 - 復旧期間内に支出を免れた経常費 - 自己負担額
1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。
ただし、3ページの「お支払いの対象となる保険事故」②の場合は、保険証券記載の支払限度額の10%を限度とします。


事業継続サポート補償上乗せ特約N

地震または噴火による火災、損壊、津波などの保険事故によって休業損失日額保険金が支払われる場合、休業損失日額保険金に上乗せして事業継続サポート補償上乗せ保険金をお支払いします。

復旧期間終了(物的復旧)から売上高復旧までの損失(休業損失日額保険金では補償されません。)などを一定程度補うことができます。

お支払いする保険金

● 事業継続サポート補償上乗せ保険金 = 休業損失日額保険金の30%
1回の事故につき、500万円を限度とします。

 保険金をお支払いできない主な場合は5ページに記載しています。必ずご確認ください。

休業損失補償 (任意でセットできます。)

(地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)N)



お支払いの対象となる保険事故

① 地震または噴火による火災、損壊^(注)、津波など



② 地震または噴火による火災、損壊、津波など^(注)に起因する電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の中断または阻害



(注) オプション特約を含めて、噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

基本となる補償

事業継続サポート補償特約N

地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)N

構外ユーティリティ設備事故補償特約(地震・噴火危険限定)(事業継続サポート補償特約用)N

地震または噴火による火災、損壊、津波などによって生じた休業損失などを補償します。

※地震の規模を示すマグニチュードや震度にかかわらず補償します。

※地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)Nからの保険金支払有無にかかわらず補償します。

※ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。

お支払いする保険金

● 休業損失日額保険金 = (保険金額 × $\frac{\text{売上減少高}}{\text{標準売上高}}$ × 休業日数^(注1))^(注2) + 休業日数短縮費用の額^(注3)

(注1) 約定復旧期間を限度とします。また、復旧期間から、保険事故の発生した日を含む保険証券記載の免責期間(3日)を控除した残りの日数内の休業日数をいいます。

(注2) 次の算式で求められた額を限度とします。

売上減少高 × 支払限度率 - 復旧期間内に支出を免れた経常費等の費用

(注3) 休業日数を減少させるために支出した各種追加費用の額をいい、次の算式で求められた額を限度とします。

休業日数短縮費用の支出によって減少させることができた休業日数 × 保険金額

※営業の一部を再開した場合など、一部休業の場合も補償します。

● 事業継続促進費用保険金

保険の対象が損害を受けた結果、復旧期間内に7日間^(注1)の休業^(注2)^(注3)^(注4)が発生した場合は、事業継続促進費用保険金として1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円をお支払いします。^(注5)

(注1) 保険事故が発生した日に休業^(注2)^(注3)^(注4)が生じた場合は、その日を含みます。

(注2) 休業の有無は、敷地内ごとに判定します。

(注3) 一部休業および定休日による休業を除きます。

(注4) 「お支払いの対象となる保険事故」②による休業を除きます。

(注5) 敷地内ごとに保険期間中30万円を限度とします。

保険の対象

保険の対象は次のとおりです。

- ① 保険証券記載の建物・構築物
- ② 敷地内^(注)にある被保険者の占有する建物・構築物、動産など
- ③ 敷地内^(注)に所在する建物・構築物のうち他人が占有する部分
- ④ 敷地内^(注)に所在する建物・構築物に隣接するアーケードやそれに接する建物・構築物
- ⑤ 敷地内^(注)に所在する建物・構築物に通じる袋小路やそれに面する建物・構築物

(注) ①の建物・構築物の所在する敷地内をいいます。

ご契約にあたって

保険期間	1年とします。
保険金額	地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)Nの合計保険金額が10億円未満であることとします。
最低保険料	10万円とします。 最低保険料に満たない場合は、このプランをお引き受けすることはできません。

保険金をお支払いできない主な場合

このプランでは、オプション特約を含めて次の補償は対象外となります。

- 火災、落雷、破裂・爆発 ● 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 物体の落下・飛来・衝突、漏水・放水・溢水(いっすい)、騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議など
- 盗難 ● その他不測かつ突発的な事故 ● 水災 ● 電氣的・機械的事故
- 噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合

共通 財物損害補償特約N、事業継続サポート補償特約N

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害、費用、損失または営業継続費用

1. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
2. 1.に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反(他の者が受け取るべき金額については除きます。)
3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
4. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
5. 4.に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
6. 3.~5.の事由によって発生した保険事故の延焼、拡大
7. 発生原因を問わず発生した保険事故の3.~5.の事由による延焼、拡大

財物損害補償特約N、地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)N

次のいずれかに該当する事由または損害によって生じた損害または費用

1. 保険事故の際における保険の対象の紛失または盗難
2. 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業
3. 保険の対象である設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等が屋外にある間に生じた保険事故
4. 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化
5. 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
6. 保険の対象の欠陥により生じた損害
7. 保険の対象の自然の消耗または劣化、ポイラスケールの進行、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由、ねずみ食い、虫食い等によりその部分に生じた損害
8. 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

事業継続サポート補償特約N、地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)N

次のいずれかに該当する場合によって生じた損失または費用

1. 「財物損害補償特約N、地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)N」の1.、2.、4.~8.に該当する場合
2. 国または公共団体による法令等の規制
3. 保険の対象または構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
4. 次の(1)~(5)のいずれかによって発生した、不測かつ突発的な原因により構外ユーティリティ設備の機能が停止または阻害され、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信・電話の中継が中断または阻害された場合
 - (1) 構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - (2) 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
 - (3) 労働争議
 - (4) 脅迫行為
 - (5) 水源の汚染、渇水または水不足

主な用語のご説明

う	売上減少高	標準売上高から復旧期間内の売上高を差し引いた残額をいいます。
お	屋外設備・装置	建物の外部にあつて、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。
け	経常費	固定費。保険事故による損害の有無にかかわらず営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
	原動機付自転車	道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車(総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kW以下の二輪車など)をいいます。
こ	構外ユーティリティ設備	保険の対象と配管または配線により接続している下記事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または通信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で、下記事業者の占有するものをいいます。 ● 法令に定める電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者、水道事業者・水道用水供給事業者・工業用水道事業者、電気通信事業者
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
し	時価額	保険の対象の時価額をいいます。
	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	自動車	道路運送車両法第2条第2項に定める自動車(注)をいいます。 (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。
支	支払限度率	直近の会計年度(1年間)の粗利益の額にその10%を加算した額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
せ	設備・什器(じゅうき)等	設備、装置、機械、器具、工具、什器(じゅうき)または備品をいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
は	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
	標準売上高	保険事故による損害(注)が発生する直前の12か月のうち復旧期間に相当する期間の売上高をいいます。 (注) 地震または噴火による火災、損壊、津波などに起因する電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の中断または阻害の場合は、保険事故とします。
ふ	復旧期間	保険金支払の対象となる期間であつて、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時まで(注)に要した期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、保険証券に記載された約定復旧期間を超えないものとします。 (注) 保険事故が地震または噴火による火災、損壊、津波などに起因する電気、ガス、水道、電話などの供給・中継の中断または阻害の場合には、保険事故が発生した時から保険事故による状態が終了した時までとします。
ほ	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の時価額をいいます。
	保険金額	ご契約金額のことをいいます。
	保険の対象の時価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。 ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額をいいます。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>